

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



2019
No.702

9

令和元年
8月23日発行



主な内容

まい・あみ・まつり 2019 写真集	2
Ami 国体ニュース	4
秋の交通事故防止	9
地域で支える『認知症』	12
消費税率改定による上下水道料金改定 ..	19

まい・あみ・まつり 2019開催 ありがとう30周年! ~縁これからも~

8月3日・4日の2日間開催され、約6万3千人もの参加者となる大盛況のまつりになりました。今後も、ふれあいの輪を広め、活気溢れるまつりをめざしていきます。(写真は、まい・あみ・まつりでの大人神輿)



▲ 30 周年記念オープニングセレモニー
▼ マイアミフェスで踊る子どもたち



● ステージでは、町民によるパフォーマンスや、アンパサダーオーディション、芸能ショー等が行われました

▼ 中国柳州市親善訪問団の皆さん



▼ 常陸陣太鼓 (陸上自衛隊武器学校)



ステージ

▼ 霞ヶ浦高校チアダンス部



▼ ステージ上で行われた空手演武



まい・あみ・まつり2019



▲ ノブ&フッキーさん



▲ Mr. シャチホコさん



▲ 君島遼さん



▲ 神奈月さん



▲ 陸上自衛隊施設学校音楽隊



▲ マイアミフェス



▲ マイアミフェス



▲ みんな揃ってフィナーレ



▲ 自衛隊展示
▼ 高所作業車(リフト)体験



まいあみ屋台村



ストリート

●ストリートでは、勇壮な大人神輿の巡行やよさこいソーラン、盆踊り等が行われました



▲ストリートでダンス ▼よさこいソーラン



▲ねばねば音頭 ▼よさこいソーラン



▲サブステージでのパフォーマンス
▼よさこいソーラン



ありがとう30周年 ～ 縁これからも ～

国体PR

●9月に開催される『第74回国民体育大会セーリング競技会』のPRとして、「あみ大使」の三姉妹スリーピースバンド「みならいモンスター」が競技会イメージソング『Keep on sailing ～夢に向かって～』を、「霞ヶ浦高校チアダンス部」がイメージソングに合わせたオリジナルダンスを披露しました

▼「みならいモンスター」ライブ



▲まい・あみ・まつり
2019のプログラム



▲プログラム応募者のなかから、最優秀賞に選ばれた中川京音さん（本郷小学校）

まい・あみ・アンバサダーオーディション

▼「まい・あみ・アンバサダー」に選ばれた皆さんです。よろしくお願いします



小林舞鈴さん 佐藤万優さん 黒川雪乃さん 大澤愛奈さん

感謝

笑顔・喜び・感動を支えてくれる人がいる



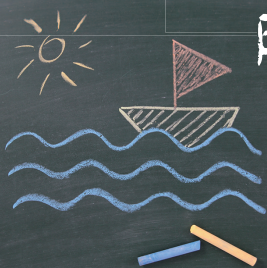
●8月4日、午前7時30分から約1時間、阿見・朝日・竹来中学校の生徒・先生約200人の皆さんが、まつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださいました。ありがとうございました



●7月26日、阿見町建設業組合葵会の皆さんがまつり会場の草刈りをしてくださいました。ありがとうございました



※8月3日のステージでは、各ふれあい地区館で採火された炬火（オリンピックの聖火にあたる）を阿見町の火としてひとつにする『集火式』が行われました。また、阿見町の炬火名は「阿見ふれあいの火」と発表され、9月28日の総開会式に届けられます（総開会式では県内全市町村の炬火がひとつに集火され、メイン会場の炬火台に灯されます）



阿見町開催競技セーリング

茨城国体開催まであと36日

AMI 国体ニュースでは茨城国体開催に向けて
阿見町に係る国体のさまざまな情報を発信していきます!!

9月28日いよいよ開幕!!

いよいよ、日本最大のスポーツの祭典、国民体育大会が9月28日(土)に開幕します。阿見町では、9月29日(日)から10月2日(水)にかけて正式競技「セーリング」を阿見町霞ヶ浦セーリング特設会場で開催します。ぜひ会場へ足を運び、45年ぶりとなる茨城国体を町民一丸となって盛り上げていきましょう!

いぎいき茨城ゆめ国体2019

翔べ 羽ばたけ そして未来へ
The 74th National Sports Festival

第74回国民体育大会
セーリング競技会
会期：2019年9月29日(日)～10月2日(水)
会場：阿見町霞ヶ浦セーリング特設会場

主催：公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、茨城県、公益財団法人日本セーリング連盟、阿見町



会場で競技を**観戦**しよう！

会場へのアクセス

阿見町霞ヶ浦セーリング特設会場へお越しの際は、**臨時駐車場（町総合保健福祉会館脇）**からの無料シャトルバスをご利用ください。

※特設会場内に一般観覧者用の駐車場はございませんので、ご注意ください

※徒歩および自転車等での来場は可能です

自転車等で来場の際は、駐輪場をご利用ください



観覧艇乗船ツアー 会場での当日受付について



観覧艇乗船ツアーの事前申込み期間は8月で終了しましたが、キャンセル等による空きがでた場合は、当日受付も実施する予定です。

当日受付けは出航の90分前から会場で行います。（空きがない場合は実施しません）

観覧艇乗船ツアースケジュール

▼9月29日(日) 午前10時30分出航

▼10月1日(火) 午後1時30分出航

※観覧艇が出航するラクスマリナーまでの専用バスは出航の40分前にセーリング特設会場を出発します

※当日の気象条件等により急きょ欠航およびレースが中止になる場合があります

茨城国体 阿見町のおもてなし

町小中学校で都道府県応援のぼり旗を作成！



全国から町を訪れる選手を応援する47都道府県の「応援のぼり旗」を、町内小中学校の児童・生徒の皆さんに制作していただきました。完成したのぼり旗には、各都道府県の名産や方言などが描かれ、どれも工夫を凝らしたすばらしい作品になっています。会期中は会場に設置されます。ぜひご来場いただき、会場にはためく児童・生徒の皆さんの力作をご覧ください。

AM/国体ニュース



🌸 花いっぱい運動

国体で町を訪れる皆さんを歓迎するため「花いっぱい運動」を実施しています。約2,000個のプランターを準備し、会場をはじめ、町公共施設、集会施設、町内企業や個人宅などで、きれいに咲き誇るたくさんの花を見ることができます。



競技会終了後に会場を飾った花を無料配布します

茨城国体セーリング競技会の会期中に会場に設置していた花を、競技会終了後に無料で配布します。配布を希望される人は、競技会終了翌日の10月3日(木)午後1時以降に会場へお越しください。なくなり次第終了となります。



プランターに植え付けた状態でお渡しします▶

🌸 ふるまい料理

ふるまいコーナーにて、地元産食材をふんだんに使った手作り料理を4日間日替わりで、午前11時から300食限定でふるまいます。ボランティアの皆さんが作るふるまい料理を会場でお楽しみください。

ふるまいメニュー(予定)

実施日	提供団体	メニュー
9月29日	阿見町商工会 女性部	あみのっぺ(のっぺい汁)
9月30日	阿見町商工会 女性部	れんこんステーキ
10月1日	水郷つくば農業協 同組合女性部	カレーライス
10月2日	阿見町食生活改善 推進協議会	あみこん汁



昨年行われたリハーサル大会では「けんちん汁」がふるまわれました



🌸 ステージイベント

セーリング競技会初日の9月29日(日)には、イベントテントにて地元アーティストによるライブや、素敵な賞品が当たる抽選会が行われます。イベントの開催予定時間は正午～午後1時です。ぜひ会場へお越しください。

※イベントは事前の予告なく変更・中止となる場合があります

🌸 エコバッグ作り体験

ヨットのセールを使ったエコバッグ作り体験をイベントテントで行います。波縫いができれば誰でも作れる簡単なバッグです。道具はすべて用意してありますので、手ぶらでご参加ください(会場にて事前申し込みを受け付けます)。

▼実施日時:9月29日(日) 第1回:午前11時から 第2回:午後2時から ▼定員:各回20人、定員で締切

いきいき茨城ゆめ国体2019

天皇陛下御即位記念 第74回国民体育大会 翔べ 羽ばたけ そして未来へ

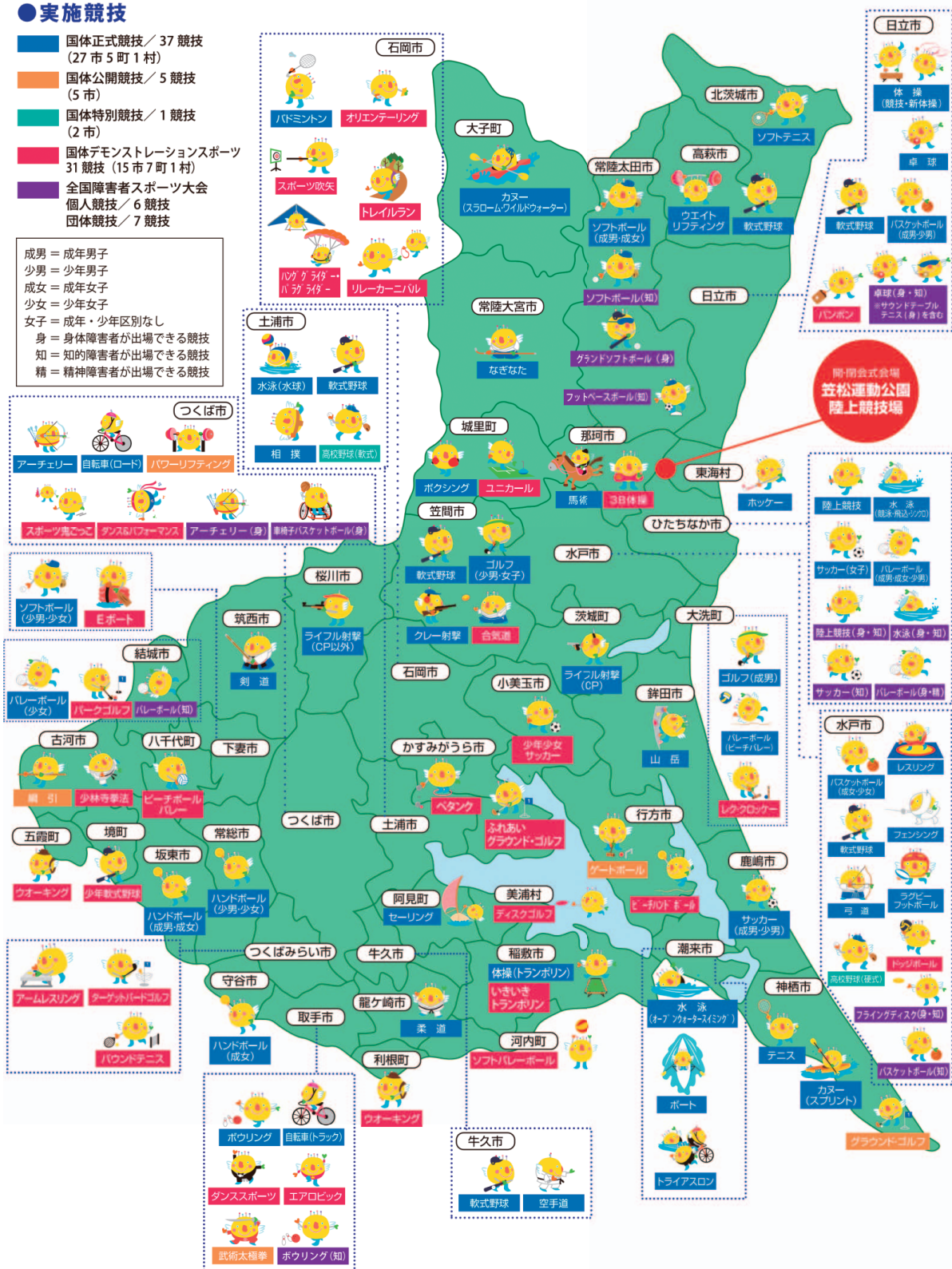
いきいき茨城ゆめ国体は9月28日(土)から10月8日(火)まで、いきいき茨城ゆめ大会(全国障害者スポーツ大会)は10月12日(土)から10月14日(月)まで、県内全44市町村の会場で開催されます。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 会場地市町村一覧

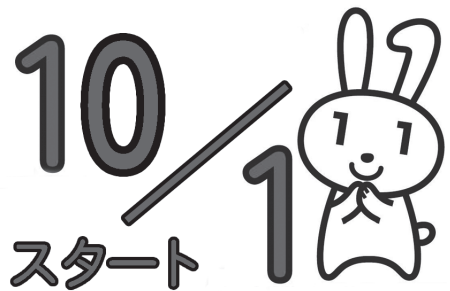
●実施競技

- 国体正式競技 / 37 競技 (27 市 5 町 1 村)
- 国体公開競技 / 5 競技 (5 市)
- 国体特別競技 / 1 競技 (2 市)
- 国体デモンストレーションスポーツ 31 競技 (15 市 7 町 1 村)
- 全国障害者スポーツ大会 個人競技 / 6 競技 団体競技 / 7 競技

成男 = 成年男子
 少男 = 少年男子
 成女 = 成年女子
 少女 = 少年女子
 女子 = 成年・少年区別なし
 身 = 身体障害者が出場できる競技
 知 = 知的障害者が出場できる競技
 精 = 精神障害者が出場できる競技



マイナンバーカードでの 住民票・印鑑登録証明書の コンビニ交付が始まります！



町民課 ☎ 888-1111 (704)

コンビニ交付サービスとは？

コンビニ交付サービスとは、マイナンバーカードとカード取得時に設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を使い、全国のコンビニエンスストア等にあるマルチコピー機で、住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できるサービスです。町では10月1日（火）からサービスを開始します。

■取得できる証明書 ※窓口より100円安く取得できます！

▼手数料・証明内容

取得できる証明書	手数料	証明内容
住民票の写し	200円	▼町に住民登録がある人 および同一世帯の人 ※マイナンバーや住民票 コードは記載できません
印鑑登録証明書	200円	▼町に印鑑登録している 本人の分

▼サービスが利用できる店舗

店舗	利用時間
▼セブンイレブン ▼ファミリーマート ▼ローソン など	午前6時30分～午後11時 ※12月29日～1月3日と 機器メンテナンス等除く

※全国のマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストア等でご利用いただけます

コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要です！

サービスを受けるためには、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。通知カードや住民基本台帳カード、印鑑登録証などではご利用いただけません。



▲マイナンバーカード



▲マイナンバー通知カード



役場1階『町民課窓口』でマイナンバーカード申請手続きのお手伝いをしています。
詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ：町民課 ☎ 888-1111 (705)

◀マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

秋の交通事故防止

生活環境課 ☎888-1111 (253)

9月は、交通事故防止の強化月間であり、「秋の全国交通安全運動期間」、「高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日」、「交通事故死ゼロを目指す日」が定められています。交通事故防止は交通ルールの遵守・正しい交通マナーの徹底からです。皆さん一人ひとりが交通安全を徹底し、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

秋の運動重点

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- 全ての座席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

9月は交通事故防止、特に高齢者の交通事故防止を強く推進する月間となっています！

9月16日 高齢者の交通事故防止にむけた県内一斉強調日

9月21日～30日 秋の全国交通安全運動期間

9月30日 交通事故死ゼロを目指す日



交通安全教室の推進

町では、交通事故のない町を目指し、交通事故防止と町民生活の安全を確保するため、警察署、安全協会、交通安全母の会など関係機関と協力し、町交通安全教化員を派遣し、交通安全教室を推進しています。

また、交通安全教室に限らず、地域の防犯活動にも積極的に協力していきます。ぜひとも交通安全教室をご利用・ご活用いただき、地域の安全・安心なまちづくりを推進していきましょう。

主な交通安全教室対象者等

▼保育所 ▼幼稚園 ▼子供会 ▼小学校 ▼中学校 ▼高等学校 ▼行政区 ▼シルバークラブ等



主な交通安全教室の内容

- ①模擬信号を使った交差点等での実技指導 ②交通安全関連 DVD 視聴 ③その他交通安全に関する講話等
※交通安全教室の具体的な内容については、役場生活環境課へお問い合わせください

自転車損害賠償責任保険への加入の促進

「茨城県交通安全条例」が改正され、自転車を利用する場合は、自転車保険への加入に努めなければならないこととなっています。自転車利用者が加害者となる重大事故で、高額な賠償金を請求されるケースが増えています。被害者・加害者への救済措置となる自転車保険に加入しましょう。



飲酒運転根絶の町 阿見町

町動物愛護協議会からのお知らせ

町動物愛護協議会（事務局：生活環境課）は、人と動物の共生できるまちづくりを目指し、動物愛護の啓発活動や町で保護された犬や猫の譲渡会などの活動に取り組んでいる団体です。

生活環境課 ☎888-1111 (252)

飼い主を募集しています！



上の写真は町動物愛護協議会で保護した飼い主のいない犬や子猫たちの一部です。

協議会では、今年度、犬猫合わせて 31 頭を保護しており、うち 20 頭は現在も一時預かりボランティアのもとに身を寄せています（7 月 19 日現在）。

こうした犬猫の飼主になってくれる人、一時預かりボランティアに興味のある人は、同協議会事務局（生活環境課）までご連絡ください。

～寄付や募金活動も行っています～

犬猫のエサやトイレ用の砂などの寄付や募金なども随時受け付けています。

協議会は、犬猫の殺処分頭数ゼロを目指し活動を行っています。皆さまのご協力をお願いいたします。

9 月 1 日は「霞ヶ浦の日」です

県では、霞ヶ浦の水質汚濁の進行を防ぐために制定された「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」（現在は「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」）の施行（昭和 57 年 9 月）1 周年を記念するとともに、県民の水質浄化意識を高めるため、条例の施行日である 9 月 1 日を「霞ヶ浦の日」と決めました。

霞ヶ浦の汚れの原因のひとつは、炊事・洗濯・入浴など家庭からの生活排水です。水質を保全するためにも、日々の生活排水対策に取り組んでいただけるようお願いします。



▲湖水浴客で賑わう掛馬水泳場（昭和 40 年代）

私たちにできる霞ヶ浦浄化対策 10 ケ条（概略）

- | | |
|--|---|
| <p>① 台所では、目の細かいストレーナー・三角コーナー・水切りネットの設置等で細かいごみを取り除きましょう</p> <p>② 天ぷらなどの廃油は、リサイクルの一環として回収を推進し、困難な場合には使い切るか固めたりしてごみとして出しましょう</p> <p>③ 食器は、適量の洗剤で洗い、アクリルたわしを利用しましょう</p> <p>④ 台所の調理くずは、コンポストなどで堆肥にしましょう</p> | <p>⑤ お風呂の残り湯は、有効に使いましょう</p> <p>⑥ 水路や側溝などを定期的に清掃しましょう</p> <p>⑦ 川・湖・側溝にごみを捨てないようにしましょう</p> <p>⑧ 庭木・草花・菜園などへの肥料や農薬は使い過ぎないようにしましょう</p> <p>⑨ 下水道への接続や高度処理型浄化槽を設置しましょう</p> <p>⑩ 浄化槽は、定期的に点検・清掃・検査をしましょう</p> |
|--|---|

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

まだまだ残暑が続いていますが、少しずつ日の長さも短くなり、秋の訪れを感じられるようになってきましたね。今月も引き続き、『子育ての悩みについて Q&A』を紹介し
ます。



初めての靴選びについて悩んでいます。

1歳を迎えるころになると歩けるようになり、室内遊びや外遊びがより活発になってきますね。

子どもの体格やその靴の造りにより、同じサイズの靴でもきつく履きにくかったり逆にゆるくて脱げやすかったりします。必ず試し履きをして、子どもの足に合った靴を選ぶことが大切です。かかとをぴったり合わせて、マジックベルトやひもを痛くない程度にきちんと締めて履きましょ。足の指が自由に動かせるくらいの余裕が必要です。動きにくい靴は子どもの行動範囲を狭めてしまうとともに、足の成長を妨げてしまうこともあります。子どもの足が大きくなるのは早いですね。3か月に1回程度を目安に、サイズが合っているか確認してみましょう。



暑い日でも外で遊びたがります。どのような過ごし方がありますか？

秋はもうすぐといっても、気温の高い日もありますね。暑い日に外で遊ぶのは熱中症なども心配ですね。

外に出る時は帽子をかぶり、できるだけ日陰のある場所を選び、直射日光に長時間当たらないように気をつけながら遊びましょ。

また、朝夕の涼しい時間を利用して、外で体を動かして遊ぶのも良いでしょう。ボールあそびやかっこをはじめ、子どもは外で体を動かして遊ぶことが大好きです。気持ちの良い空気を吸い、秋の空やトンボに気づき、季節の移り変わりも楽しみたいですね。遊んで汗をかいたら着替えをし、こまめな水分補給と休息をして健康に過ごましょ。



お手伝いをやりたがりますが、どのようにさせたらいいでしょうか？

子どもは大きくなるにつれていろいろなことに興味が膨らみます。特に身近な大人がやっていることは何でも真似をしようします。

例えば食事の前にテーブルを拭いたり、ほうきを使って玄関を掃いたりなど、子どもができそうなお手伝いを頼んでみると、とても喜んで行います。そして、『ありがとう』『お母さん嬉しいな』と誉められることで『自分が役に立てた』という実感がもてるでしょう。

実際子どもがお手伝いをしてみると、なかなか思うようにできなかったりすることもあります。『やってみたい』という気持ちに寄り添っていきけるといいですね。



各保育所・保育園についての問い合わせ：子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

9 月は『茨城県認知症を知る月間』です

地域で支える『認知症』

高齢福祉課 ☎888-1111(142)

県では、県民誰もが認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを目指すため、毎年 9 月を「茨城県認知症を知る月間」として定めています。この機会に、認知症についての理解を深めてみてはいかがでしょうか。

認知症とは？

認知症は、さまざまな原因で脳の働きが悪くなり、記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態で、通常の老化による衰えとは異なります。

■ 認知症の種類

認知症は、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症などのさまざまな原因により発症し、複数の原因が合併して起こる場合もあります。また、65 歳未満で発症する「若年性認知症」もあります。

■ 軽度認知障害

認知症ほどではないけれど、正常な「もの忘れ」よりも記憶などの能力が低下している状態を「軽度認知障害」と言います。この段階で適切に対処すれば、認知症の進行を遅らせるなどの効果が期待されています。

■ 認知症の症状

もの忘れ以外にもさまざまな症状があります。脳の細胞が壊れることによって直接起こる「中核症状」のほかに、本人の性格・環境・人間関係などの要因により精神状態や行動に支障が起きる「行動・心理症状」があります。行動・心理症状には個人差があり、周囲の人の接し方によって改善することもあります。

認知症が疑われるサイン

- ☐ 直前にしたことや話したことを忘れてしまうようになった
- ☐ 同じことを何度も言ったり、聞いたりするようになった
- ☐ 置き忘れやしまい忘れが目立つようになった
- ☐ 蛇口の閉め忘れやガスの消し忘れが目立つようになった
- ☐ これまでの日課をしなくなった
- ☐ 以前はあった興味や関心がなくなった
- ☐ 時間や場所の感覚が不確かになったり、慣れた道で迷うようになった
- ☐ 知っているはずの人や物の名前が出てこなくなった
- ☐ 身だしなみに気を使わなくなった
- ☐ 以前に比べささいなことで怒りっぽくなった
- ☐ 財布やお金や物などを「盗まれた」と言うようになった

■ 認知症の人への対応

認知症の人は何もわからないのではなく、変化していく自分自身に不安な思いを抱いています。周囲の人は、次のような心構えが必要です。

● 認知症の人への対応の心得・3つの「ない」

- ① 驚かせない
- ② 急がせない
- ③ 自尊心を傷つけない

皆が安心して暮らせる地域を目指して

認知症になっても、その人が自分らしく暮らしていける地域づくりが重要です。町では、次の取り組みを行っています。

■オレンジカフェ

オレンジカフェは、認知症の人やその家族・地域住民・ボランティア・専門家などが集まり、飲み物やお菓子を囲みながら交流する場です。どなたでも参加できますのでぜひお越しください(事前申込不要・参加費無料)。

▼まほろばオレンジカフェ

▽日時:毎月第3木曜日、午後1時30分～3時30分

▽場所:福祉センターまほろば

▼本郷オレンジカフェ

▽日時:毎月第4木曜日、午後1時30分～3時30分

▽場所:本郷ふれあいセンター

■認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」の養成講座を行っています。

認知症サポーター養成講座は、地域や職場・学校などに講師が出向いて開くことができます。詳しくは、下記の町地域包括支援センターまでご連絡ください。

認知症ケアパス『認知症あんしんガイド』

町では、6月に認知症ケアパス『認知症あんしんガイド』を作成しました。

認知症のことを知っていただき、認知症への不安を少しでも軽減できるよう、認知症の進行状況により変化していく状態に応じて、どのような医療や介護を受けられるかまとめたものが『認知症あんしんガイド』です。

認知症の症状は、個人によっても異なりますが、今後予想される症状や状態の変化の目安などを知り、対応していくことはとても大切です。多くの皆さんが認知症について理解し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにご活用ください。

『認知症あんしんガイド』は、高齢福祉課や町地域包括支援センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター内」)において配布しています。認知症は早期に気づき治療につなげることが大切です。困りごとや悩みごととはご本人やご家族だけで抱え込まず、下記の町地域包括支援センターなどにご相談ください。

▼町:認知症ケアパス『認知症あんしんガイド』掲載ページ

(<http://www.town.ami.lg.jp/0000006181.html>)

認知症をもっと知るために

下記のホームページにも認知症に関する情報が掲載されています。

▼県:認知症を知るページ

(<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/ninchi/index.html>)

認知症についての連絡・相談先

町地域包括支援センターには、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を行う「認知症初期集中支援チーム」があります。その他、「気になる症状がある」「生活上の困りごとがある」「認知症についてもっと知りたい」など、認知症について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

▼連絡・相談先:町地域包括支援センター ☎ 887-8124

(平日:午前8時30分～午後5時15分 ※祝日を除く)

妊産婦の 医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

妊産婦マル福制度とは、
町に住所があり、各種健康保険に加入している妊産婦の人で、所得が基準額未満(下表参照)の人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。なお、妊婦健診などの保険診療以外のものや入院時の食事代(標準負担額)は、マル福の助成対象となりません。

※柔道整復師などによる各種健康保険の適用となる施術も含まれます

■手続き方法

▼本人確認書類(運転免許証等) ▼母子健康手帳 ▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可) ▼印鑑 ▼妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの(預金通帳など) ▼転入した人は、本人および配偶者等それぞれの住民税課税証明書等(※) — を持参し、国保年金課窓口へ申請してください。該当となる場合には受給者証を交付します

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものが必要と

なります(源泉徴収票は不可)。また、母子健康手帳の交付日によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください

■医療機関等へのかかり方

▼県内の産婦人科の医療機関等を受診する場合: 健康保険証と受給者証を提示し、マル福の自己負担金を支払ってください

妊娠の継続と安全な出産のため、産婦人科以外の診療科等での検査・診断・治療を要する場合は、産婦人科医療機関からの紹介があれば受給者証を使用できます

●マル福の自己負担金: 医療機関ごとに ▼外来 1日600円、月2日1200円まで ▼入院 1日3000円、月3000円まで ▼保険薬局での調剤は自己負担なし

▼県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合: 受給者証は、県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合、一部負担金(3割)のため、

▼妊産婦マル福の所得基準額

扶養親族数	本人および配偶者の所得(それぞれの所得は合算しません)	扶養義務者(左記以外の人)
0人	622万円	1,000万円
1人	660万円	
2人	698万円	
3人以上	※扶養親族1人ごとに38万円加算	
所得から控除されるもの	8万円定額控除(社会保険料相当額)・医療費控除など	青色白色専従者控除・譲渡所得特別控除

を支払った後、▼受給者証 ▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可) ▼領収書(原本に受診者の氏名・診療点数の記載のあるもの。コピー不可) ▼診療明細書または調剤明細書 ▼印鑑 ▼必要に応じて健康保険組合等からの療養費給付証明書または療養費支給決定通知書等 — を持参し、国保年金課窓口で医療福祉費の支給の申請をしてください。後日、お支払い

■利用できる期間

母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌月末日まで ▼申請手続きが遅れた場合は申請した月の初日からマル福に該当となります。そのため、母子健康手帳を交付されたときは、お早めにマル福の申請手続きを行ってください

いただいた一部負担金からマル福の自己負担金を除いた額を口座に振り込みます

年金を受ける時はお忘れなく

老齢基礎年金の裁定請求手続き

年金は、受けられる資格（10年以上の資格期間）があっても自動的に支払われるものではなく、自分で年金を受けるための手続き（裁定請求）をしなければなりません。この手続きは、加入していた年金の種類によって請求書の提出先が異なりますので、ご注意ください（下表参照）。

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

手続方法等

●年金ごとの請求書提出先

加入年金制度		請求書提出先
国民年金	第1号被保険者期間のみ	国保年金課
	第3号被保険者期間がある	土浦年金事務所
厚生年金のみ		土浦年金事務所
共済年金のみ		加入していた共済組合
国民年金基金・厚生年金基金		それぞれ 加入していた基金

●特別支給の老齢厚生（退職共済）年金受給者は、65歳になる誕生日（1月生まれの人）は前月）に、日本年金機構から『裁定請求書』（はがき）が送付されますので、そのはがきを返送することで老齢基礎年金の請求となります

●老齢基礎年金は、60～64

●2つ以上の制度に加入していた場合の請求書提出先

加入年金制度		請求書提出先
国民年金と厚生年金	最終が国民年金	土浦年金事務所
	最終が厚生年金	
国民年金と共済組合		土浦年金事務所 および加入していた共済組合
厚生年金と共済組合	最終が厚生年金	
	最終が共済組合	
国民年金と厚生年金と共済組合	最終が厚生年金	
	最終が国民年金または共済組合	

●歳に間に期間を繰り上げ請求することができません（65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯減額支給）。また、66歳～70歳の間に期間を繰り下げて請求することもできます（65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯増額支給）

●裁定請求する際の添付書類は請求者ごとに異なります

ので事前に問い合わせてください

『手続方法等』について、詳細は左記にお問い合わせください

▼町国保年金課 ☎888-1111 (136・137)
▼土浦年金事務所お客様相談室 ☎825-1170

年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金制度は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、令和元年10月1日に施行される予定です。受け取りには請求書の提出が必要です

●対象となる人（それぞれの年金受給者のうち左記の要件をすべて満たす人）

- 1 老齢基礎年金受給者
- 2 65歳以上である
- 3 世帯全員の市町村住民税が非課税
- 4 年金収入額とその他所得額が約88万円以下

▼障害基礎年金・遺族基礎年金受給者

1 前年の所得額が約462万円以下

■請求手続き

●平成31年4月1日以前から年金を受給している人

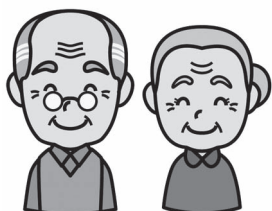
対象になる人には、日本年金機構から請求手続きのご案内が順次届きます

●平成31年4月2日以降に年金を受給した人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください

『年金生活者支援給付金制度がはじまります』について、詳細は左記にお問い合わせください

▼給付金ダイヤル ☎0570-051165
▼土浦年金事務所お客様相談室 ☎825-1170



特定保健指導で あなたの生活習慣改善を 応援します!!

健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）☎888-2940

特定健診はメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診です。健診の結果から、生活習慣改善の必要度に応じて『特定保健指導』を受け、早期に生活習慣病予防に取り組みましょう。

町国民健康保険加入者で今年度人間ドックや集団健診等で特定健診を受け、特定保健指導の対象となった人には、後日ご案内が郵送されます。（集団健診を受けた場合は、健診当日に面談や教室等のご案内をさせていただきます。）いつまでも若々しく健康的な生活を送るために、特定保健指導を受けましょう！

■メタボリックシンドロームとは？

内臓まわりに脂肪が過剰に蓄積されて、からだに対していろいろな悪影響を及ぼし、生活習慣病にかかりやすくなった状態をいいます。そのままにしていると、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳血管疾患などの命にかかわる病気を引き起こす危険を高めます。

■特定保健指導はメタボ解消のチャンスです！

メタボリックシンドロームを解消するには、食事や運動などの生活習慣を改善し、内臓脂肪を減らしていくことが大切です。

特定保健指導では、食事や運動に関して専門スタッフ（保健師や栄養士）が、あなたと一緒に無理なく実践できる方法を考えてサポートします。

■特定保健指導を受けると…

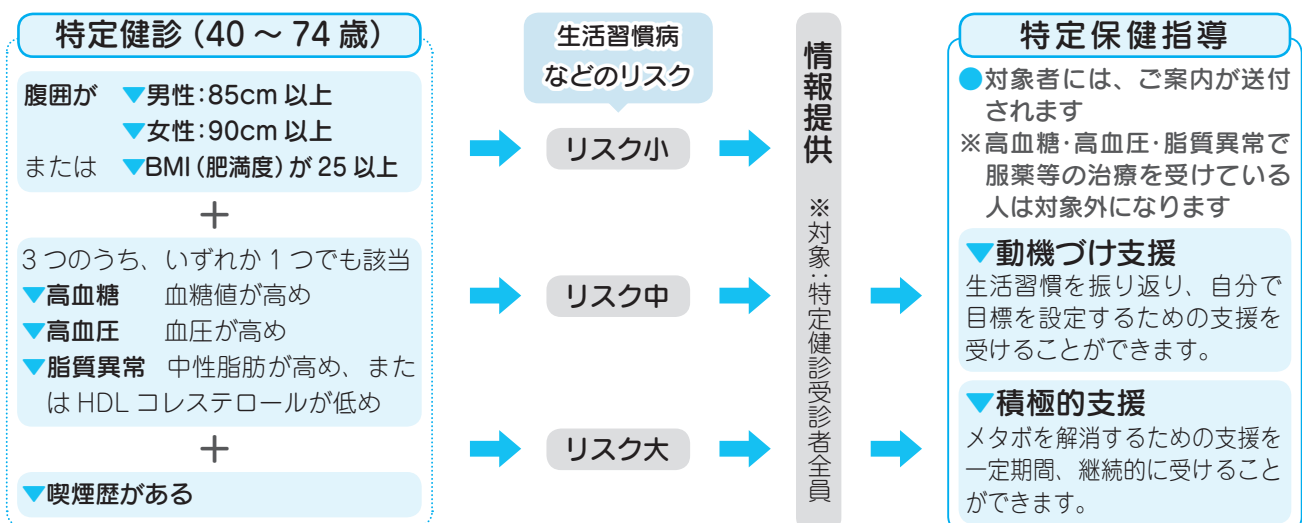
自分にあった
目標が見つかる

生活習慣改善の
コツがつかめる

太りにくい生活習慣を
無理なく続けられる



特定健診・特定保健指導の流れ



※ BMI とは肥満度を判定する指数です。BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) で計算できます

特定健診と特定保健指導は、加入している医療保険者が実施することになっています。町国保以外にご加入の人は、各医療保険者にお問い合わせください。

9月は健康増進普及月間 (循環器疾患予防月間)です

健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内) ☎888-2940

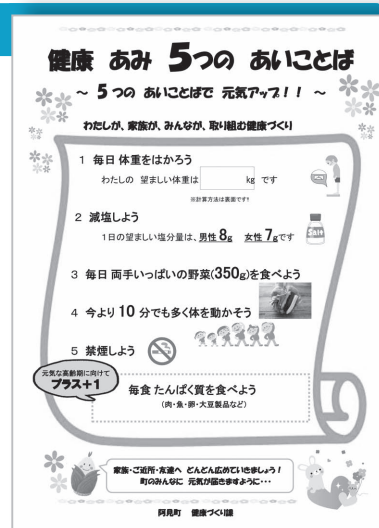
生活習慣を見つめ直してみませんか？

国では、糖尿病・がん・心疾患・脳卒中などの生活習慣病が増加していることから、9月を「健康増進普及月間(循環器疾患予防月間)」と定めています。

町では、死亡原因の第1位が、悪性新生物、第2位が心疾患、第3位が老衰、第4位が脳卒中です。

生活習慣病が死亡原因の上位となっていることがわかります。

「健康あみ5つのあいことば」は、生活習慣病予防のために必要な5項目となっています。どなたでもすぐに意識できることなので、この機会に、ご自身とご家族の生活習慣を見つめ直してみてはいかがでしょうか。



加熱式たばこも有害です

たばこに含まれる有害物質を吸うことにより、発がん率の上昇や呼吸器疾患、生活習慣病の発症などのリスクが高まります。

また、煙の出ない加熱式たばこは、害がないと誤解し、子どものそばで吸ってしまう危険性があります。加熱式たばこを吸った息には、発がん物質が含まれ、周囲に漂っています。また、紙巻きたばこより加熱式たばこのカートリッジは小さく誤飲事故が多発しています。子どもをたばこの害から守りましょう。

■受動喫煙による子どもへの影響

- ▼中耳炎 ▼気管支ぜんそく ▼呼吸機能の低下 ▼小児がん ▼言語能力の低下
- ▼落ち着きのなさ ▼身体発育の低下



9月24日～30日は「結核予防週間」です

結核は、結核菌によって主に肺に炎症が起こる病気です。日本でも、いまだに年間約18,000人もの人が新たな結核患者となり、約2,000人の方が亡くなっている現状にあり、日本の重大な感染症です。結核は、最初は風邪に似た症状で始まりますが、次にあてはまる場合は早めに受診しましょう。

- ▼タンがからむ咳が2週間以上続いている
- ▼微熱・体のだるさが2週間以上続いている

高齢者の場合は上記の症状が出ないことがあります。年に一度は健診を受けましょう。

消費者コーナー

『くらしの注意報！ ～安全で快適なくらしのために～』

元年度・第2回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！



9月『高齢者向け悪質商法・二重電話詐欺被害防止キャンペーン月間』です

新聞やテレビで報道されているように、悪質商法や二重電話詐欺の被害が後を絶ちません。町消費生活センターにも悪質な勧誘の相談が多く寄せられています。日中家に居る事の多い高齢者は悪質業者に狙われやすく、注意が必要です。今回は悪質な電話勧誘の事例を紹介します。

事例：固定電話が使えなくなる？

大手通信業者の代理店を名乗る会社から電話があり、『アナログ回線が廃止される。今までの固定電話が使えなくなるので光回線に切り替えないか』と言われた。

固定電話が使えなくなると言うのは本当か



▲消費者庁イラスト集より

アドバイス

▼NTT 東日本では2024年以降、固定電話のIP網への移行に伴い電話会社内の設備の切り替えを予定していますが、**設備切替後も現在利用している電話機はそのまま使うことができます。切替に伴う手続きや工事也不要です**

▼**手続き:不要** ▼**回線工事:不要** ▼**機器の変更:不要**

▼設備切替に便乗し、固定電話が使えなくなるなどと悪質な勧誘をする業者に注意しましょう

▼不審に思ったら早めに消費生活センターか、下記『NTT 東日本の固定電話のIP網への移行に関する問い合わせ先』にご相談ください

NTT 東日本 ☎0120-815-511 ※受付時間：午前9時から午後5時まで（年末年始を除く）

情報提供のお願い

消費生活センターでは皆さまに情報提供のお願いをしています。

架空請求葉書が届いた、心当たりのないメールが届いた、不審な電話があったなどの情報をお寄せください。

情報提供の積み重ねが消費者被害防止につながります。



▲消費者庁イラスト集より

問い合わせ：

▼町消費生活センター☎888-1871（ファクシミリ兼用／月～金曜日の午前9時～午後4時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン☎188へ）

ホームページ (http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/21-7-0-0-0_1.html)



消費税税率の改定による上下水道料金 (農業集落排水使用料含む)の改定について

11月請求分より適用

上下水道課 ☎889-5151

10月1日より、消費税の税率が8%から10%に変わります。上下水道料金(農業集落排水使用料含む)も消費税の課税対象ですので消費税率に応じて改定になります。新しい税率の適用は、11月請求分からです(10月請求分は経過措置により、改定前の税率になります)。具体的な金額については、下表を参考にしてください。また、10月ごろにお知らせを配付または郵送しますので、そちらもご覧ください。

水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料早見表

水道料金・下水道使用料について、20㎡以上は5㎡ごとに表示。▼水道料金はメーター口径により変わります▼家事用以外に営業用・医院用等の用途別料金があります▼下水道使用料の用途別使用料はありません▼農業集落排水使用料は他に事業用があります

水道料金(家事用): メーター口径 13mm

水量(㎡)	水道料金(円)		差額(円)
	消費税 8%	消費税 10%	
0	842	858	16
1	961	979	18
2	1,080	1,100	20
3	1,198	1,221	23
4	1,317	1,342	25
5	1,436	1,463	27
6	1,555	1,584	29
7	1,674	1,705	31
8	1,792	1,826	34
9	1,911	1,947	36
10	2,030	2,068	38
11	2,268	2,310	42
12	2,505	2,552	47
13	2,743	2,794	51
14	2,980	3,036	56
15	3,218	3,278	60
16	3,456	3,520	64
17	3,693	3,762	69
18	3,931	4,004	73
19	4,168	4,246	78
20	4,406	4,488	82
25	5,594	5,698	104
30	6,782	6,908	126
35	8,186	8,338	152
40	9,590	9,768	178
45	10,994	11,198	204
50	12,398	12,628	230
55	13,802	14,058	256
60	15,206	15,488	282

下水道使用料

水量(㎡)	下水道使用料(円)		差額(円)
	消費税 8%	消費税 10%	
0 ~ 10	1,404	1,430	26
11	1,533	1,562	29
12	1,663	1,694	31
13	1,792	1,826	34
14	1,922	1,958	36
15	2,052	2,090	38
16	2,181	2,222	41
17	2,311	2,354	43
18	2,440	2,486	46
19	2,570	2,618	48
20	2,700	2,750	50
25	3,402	3,465	63
30	4,104	4,180	76
35	4,914	5,005	91
40	5,724	5,830	106
45	6,534	6,655	121
50	7,344	7,480	136
55	8,208	8,360	152
60	9,072	9,240	168

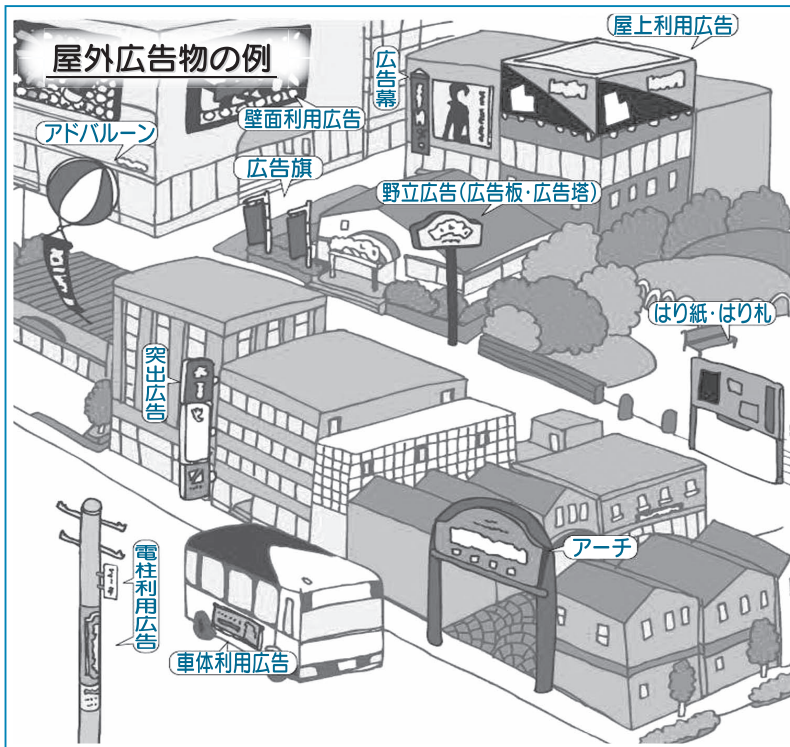
農業集落排水使用料(一般用)

世帯人数 (人)	農業排水利用料(円)		差額(円)
	消費税 8%	消費税 10%	
1	3,510	3,575	65
2	3,780	3,850	70
3	4,050	4,125	75
4	4,320	4,400	80
5	4,590	4,675	85
6	4,860	4,950	90
7	5,130	5,225	95
8	5,400	5,500	100
9	5,670	5,775	105
10	5,940	6,050	110

屋外広告物の表示には 許可が必要です！

～まちの良好な景観のために～

都市計画課計画係 ☎888-1111 (233)



屋外広告物とは？

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板などをいいます。
具体的には次のようなものがあります。

- ▼ 屋上利用広告
- ▼ 広告幕
- ▼ 野立広告(広告板・広告塔)
- ▼ 壁面利用広告
- ▼ 広告旗
- ▼ アドバルーン
- ▼ はり紙・はり札
- ▼ アーチ
- ▼ 突出広告
- ▼ 車体利用広告
- ▼ 電柱利用広告

屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物の許可手続

屋外広告物を表示するときは、原則として町長の許可が必要です。また、広告物の表示内容を変更したり、広告物を改造したりする場合にも許可が必要です。

● 許可申請に必要な書類

- ▼ 許可申請書
- ▼ 広告物の仕様書・設計図
- ▼ 設置場所付近の見取図・カラー写真
- ▼ 管理者の資格証明書等
- ▼ 許可手数料

※屋外広告物を表示しようとする日の30日前までに許可申請が必要です

● そのほかの手続

- ▼ 屋外広告物の許可申請手続と併せて、他法令に基づく許可などが必要な場合があります。
- ▼ 他人の土地・物件等に表示する場合：所有者や管理者などの同意
- ▼ 工作物の高さが4mを超える場合：工作物の確認（建築基準法）
- ▼ 道路に表示する場合：道路

- ▼ 占用の許可（道路法）、道路使用の許可（道路交通法）
- ▼ 農地に表示する場合：農地転用許可（農地法）—— など

● 許可期間

屋外広告物は、種類により許可期間が定められています。

- ▼ はり札・電柱巻立広告等：1年以内
- ▼ 広告板、広告塔、照明広告、電光ニュース・ビジュアルボード、近隣店舗等案内広告等：3年以内 —— など

※屋外広告物の適正な表示の確保や広告物による事故防止のため、これらの広告物の表示には管理者を定めることが必要です（管理者になれる人：屋外広告業の登録を受けた人・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者など）

● 許可手数料

- ▼ 広告板：1枚につき3平方メートルごとに750円
- ▼ 照明広告：1基につき3平方メートルごとに800円
- ▼ 近隣店舗等案内広告：1枚につき2平方メートルごとに800円 —— など

■屋外広告物の更新手続

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、許可期限の2週間前までに更新手続きが必要です。

●更新許可申請に必要な書類

- ▼更新許可申請書
- ▼広告物自己点検書
- ▼広告物等のカラー写真(3か月以内に撮影したもの)
- ▼許可手数料

■屋外広告物に対する規制

県屋外広告物条例では、
①良好な景観の形成②風致の維持③公衆に対する危害の防止—これらの目的から、屋外広告物に対して規制を行っています。

●禁止物件

次に掲げる物件には、原則として屋外広告物を表示することができません

- ▼電柱・街灯柱(はり紙・はり札・立看板などの表示を禁止)
- ▼街路樹
- ▼信号機
- ▼道路標識
- ▼ガードレール
- ▼歩道橋
- ▼道路の分離帯
- ▼カーブミラー

パーキングメーター▼郵便ポスト・よう壁道路の路面—など

●禁止地域

美しい自然景観や良好な街並み・特に良好な景観の形成や風致の維持が必要な地域・屋外広告物を表示することが好ましくない場所などを禁止地域に定めています。

- ▼第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域
- ▼道路・鉄道などから展望できる地域で、敷地境界から一定の区域①首都圏中央連

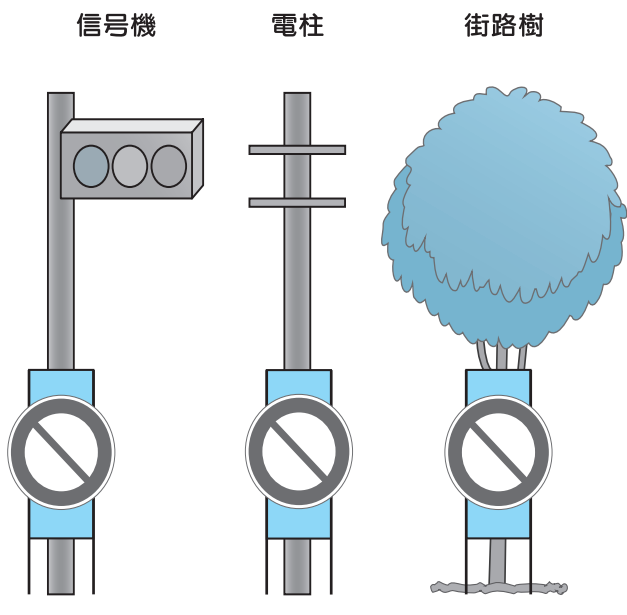
●適用除外

私たちの社会生活を営むうえで最小限必要な広告物など

- 絡自動車道:500m以内
- ②東日本旅客鉄道:100m以内、国道125号:50m以内、県道:5m以内(ただし、第一種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域は禁止地域から除外、電柱利用広告は許可を受けて表示可)③信号機または道路標識から半径10m以内の区域—など

▼禁止物件の例

これらの物件に、はり紙や立看板などの屋外広告物を表示することは禁止されています。



については、規制のうち一定の事項を適用しないとする、『適用除外』を定めています。

- ▼自家広告物:自己の氏名・店名・事業内容などを、自己の住所・事業所・営業所などに表示する広告物で、広告物の合計面積が、禁止地域の場合5㎡以下、許可地域の場合10㎡以下のものは許可が不要
- ▼近隣店舗等案内広告:店舗等が主要な道路に面していない等、案内広告の設置がやむを得ないと認められる広告物で、店舗から半径10km以内の範囲、かつ、信号および道路標識から5m以上離す等の基準を満たすものは、禁止地域でも許可を受けて表示が可能—など

■屋外広告物の適正な表示のために

■広告主・土地所有者などの責務

屋外広告物の広告主・土地の所有者には、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理に努めることが求められています。

■違反に対する措置・罰則

条例または規則に違反する屋外広告物(違反広告物)を表示すると、勧告・公表・是正命令などの措置を受けます。

●簡易除却

違反広告物のうち簡易なもの(はり紙・はり札・立看板・広告旗)は、町が直接除却を行うことができます。

●罰則

- ▼登録を受けずに屋外広告業を営んだときなど:懲役刑(最高2年)または罰金刑(最高100万円)
- ▼禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき、違反に対する措置命令に従わなかったときなど:罰金刑(最高100万円)

許可申請書等は町ホームページからダウンロードできます。
▼ホームページ
<http://www.town.ami.lg.jp/0000000994.html>

町体育協会だより

町体育協会ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/14-4-0-0-0_1.html

町体育協会シンボルマーク

町体育協会事務局（中央公民館内） ☎888-2526

各種大会の結果（敬称略）

●第38回はばたけ学童野球大会

期 日	4月6日(土)・7日(日)
場 所	町民球場 他
成 績	▽優勝:本郷イーグルス ▽準優勝:阿見ヤンキース ▽最優秀選手賞:吉田光汰(本郷イーグルス)▽優秀選手賞:篠崎哲汰(阿見ヤンキース)▽はばたけ賞:鳴田和真(本郷イーグルス)、神保慧(阿見ヤンキース)、濱地勇也(竹来ジュニアスターズ)、根本涼宇(阿見レンジャーズ)、井坂空音(舟島安中野球スポーツ少年団)

●第59回町長杯野球大会

期 日	4月14日(日)・28日(日)
場 所	町民球場
成 績	▽優勝:武器学校▽準優勝:阿見ジャンキーズ▽3位:県立医療大学パピヨンズ、吉野筑波

●春季町民バレーボール大会

期 日	5月19日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▽優勝:阿見サンクラブ A ▽準優勝:しらさぎ▽3位:つくみ

●第40回阿見グラウンドゴルフクラブ杯競技大会

期 日	5月16日(木)
場 所	町民球場
成 績	▼男子の部 ▽優勝:太田守彦▽準優勝:宗形幸一▽3位:高岡高悦 ▼女子の部 ▽優勝:村山千枝子▽準優勝:中村スエ子▽3位:中村かつ江

●春季ソフトボール大会

期 日	5月12日(日)・19日(日)
場 所	町民球場
成 績	▽優勝:SSクラブ▽準優勝:ファーストエリア▽3位:ツムラSC、岡崎SC

●第25回スポーツ吹矢交流大会

期 日	5月26日(日)
場 所	町民体育館
成 績	Aクラス(3段以上) ▼男子の部 ▽優勝:泉徹▽3位:田沼昭宗 ▼女子の部 ▽優勝:泉紀子▽準優勝:坂下明子 Bクラス(2段以下) 3位:奥田久夫

●第31回混合バレーボール大会

期 日	6月2日(日)
場 所	阿見第一小学校体育館
成 績	▽優勝:つくみ▽準優勝:しらさぎ▽3位:ミッキー

●県民総合体育大会兼県選手権大会

期 日	6月2日(日)
場 所	県武道館弓道場
成 績	▼有段者男子の部 ▽準優勝:矢幡拓也 ※矢幡選手は、県代表として関東地域弓道選抜選手権大会に出場

●第16回全国小学校学年別柔道大会県予選

期 日	6月8日(土)
場 所	筑西市下館総合体育館
成 績	▼小学5年生男子 45kg 超級 ▽優勝:柴田蒼井(阿見小) ※柴田君は、第16回全国小学生学年別柔道大会に出場

●第8回県小学3・4年生柔道大会

期 日	6月8日(土)
場 所	筑西市下館総合体育館
成 績	▼小学3年生女子 30kg 超級 ▽優勝:安斎琉里(あさひ小)

体育協会バレーボール部の活動について

私たちは、年4回のバレーボール大会と年2回のソフトバレーボール大会を開催し、日ごろの練習成果を発揮しています。参加者は10代から60代後半まで幅広く、生涯スポーツを目指して健康維持・仲間との交流等、肉体的・精神的健康を目的に頑張っています。また、町民運動会や阿見町マラソン大会などの町の行事への協力、近隣市町村からの招待試合に参加することもあります。

※バレーを通して身体を動かしたい人は、ぜひ参加してください。初心者でも大歓迎です



▲春季町民バレーボール大会

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

『アッツ島の戦い』についての講演会を開催します

当館の歴史調査委員による、太平洋戦争中に行われたアッツ島の戦いについての講演会を開催します。

▼期 日:9月21日(土)

▼時 間:午後2時～3時30分

▼場 所:かすみ公民館多目的ホール

※当日は、予科練平和記念館にお集まりください。予科練平和記念館よりかすみ公民館へ送迎バスが運行します。かすみ公民館の駐車場へはお車を停めないようお願いします

▼その他:料金無料(予約不要)

9月30日(月) 開館のお知らせ

第74回国民体育大会セーリング競技会の会期中:9月29日(日)～10月2日(水)は、予科練平和記念館を毎日開館します。

休館日(月曜日)も開館しますので、ぜひおこしください。

※10月3日(木)は上記開館日の振替で休館となります

有料道路利用促進キャンペーンに協力しています

県道路公社が開催している、有料道路利用促進キャンペーンに協力しています。開催期間中の土・日・祝日に、当館窓口にお申し出いただければ、県内有料道路(下総利根大橋、水海道、若草大橋)の片道無料券を進呈します。

※車両1台につき片道無料券1枚を差し上げます

▼期 間:12月1日(日)まで

◎学芸員のつぶやき

今回は陸軍が開発した飛行機についてのお話です。

昭和20年、陸軍が急ごしらえで製作した飛行機がありました。それが「キ115 剣(つるぎ)」です。1人乗りの飛行機で、胴体は鋼管骨組みにブリキ製の鉄板を張り、主翼は金属製でしたが羽面積は小さく、尾翼は木製でした。脚は折りたたみではなく固定式で、一度離陸したらタイヤのついた脚は切り離すようになっています。あまりに簡易に作り過ぎて離着陸、操縦性能ともに悪く、熟練操縦者でも乗りこなすのは難しかったそうです。

では、この飛行機を何に使ったのでしょうか。答えは「特攻作戦」です。胴体下に爆弾を取り付けて、敵の艦船に突入します。実行には移されませんでした。海軍でもこの飛行機が採用され「藤花(とうか)」の名前で特攻に使用される予定だったようです。

まちの できごと

インフォメーション

『フレンドリータウンデイズ2019阿見の日』開催

7月6日、県立カシマサッカースタジアムで開催された鹿島アントラーズ対ジュビロ磐田の試合日に合わせ『フレンドリータウンデイズ2019阿見の日』を開催しました。

当日は、町の特産品販売や霞ヶ浦高等学校チア・ダンス部のパフォーマンス、いきいき茨城ゆめ国体PR等により、イベント会場は大盛況となりました。



夏の交通事故防止県民運動『街頭キャンペーン』実施

7月26日、夏の交通安全街頭キャンペーンが実施されました。当日は、牛久地区交通安全協会阿見支部・阿見町交通安全母の会・牛久警察署・安全運転管理者協議会の皆さん約60人が参加し、通行人や運転手へ交通ルールの遵守・交通マナーの向上を呼び掛けました。町では今後も各団体と連携し、交通安全運動に取り組んでいきます。



お知らせ『阿見町プレミアム商品券』10月1日(火)から販売

町商工会では町内店舗でのお買い物に使用できる10%のプレミアム付き商品券を発売します。

この商品券販売は、町内の消費拡大を図り商工業の振興と活性化につなげることを目的として、町の補助を受けて実施するものです。

皆さんのご利用をお待ちしています。

▼価格 1万円

▼購入限度額 1人5万円まで

▼有効期間 10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

▼販売場所 町商工会・町「プレミアム付商品券窓口」ほか数か所を予定

▼その他 ▼取扱店舗・商品券販売場所等については、9月下旬の町内回覧および町商工会ホームページでお知らせします ▼取扱店は「プレミアム付商品券(低所得者・子育て世帯対象)」と同一になります

▼町商工会 ☎887-0552

代外『和楽器ライブ魂の響』開催

▼期日 9月8日(日)
▼時間 午後1時30分開演(開場:1時)

▼場所 君原公民館

▼出演 ▼和太鼓ユニット産土 ▼君原よさこいチーム

▼入場料 無料

▼君原公民館 ☎889-1363

集『個別労働紛争のあつせん』に係る無料労働相談会開催

県労働委員会では労働関係のトラブルでお悩みの人を対象とした相談会を開催します。

労働問題のトラブルについて、労働問題の専門家である県労働委員会委員(弁護士・学識経験者・労働組合役員・会社役員等)が無料で相談に応じます。

「問題解決の方法が分からない」「あつせんを利用できるのか」といった疑問に対し、労働委員会委員からアドバイスも行う絶好の機会です。まずはご相談ください。

▼期日 ①9月19日(木) ②10月17日(木) ③11月21日(木)

※電話での相談も行います

▼時間 午後5時～7時

▼場所 県庁23階県労働委員会事務局(水戸市等原町)

▼申込方法 前日までに電話で下記に申し込む(予約制)

県労働委員会事務局 ☎029-301-5563

代外『秋の全国交通安全運動(教習所一日開放)』

土浦自動車学校では、交通事故防止の徹底を図るために教習所の一日開放を行います。

お子さんも参加できるように各種体験イベントもご用意しますのでぜひお越しください。

詳細は左記にお問い合わせください。

▼日時 9月22日(日)正午～午後4時 ※雨天決行、詳細は左記ホームページでご案内します

▼場所 土浦自動車学校(土浦市中村南)

▼参加料 無料

▼土浦自動車学校 ☎0120-841-067

http://www.tsuchikyo.co.jp

代外『看護の仕事相談会開催』

県ナースセンターでは、専任就業相談員がハローワークにおいて就職・進路相談に応じます。事前申込不要・相談無料です。ぜひご相談ください。

▼日時 毎月第2金曜日午後1時～3時開催、詳細は左記にお問い合わせください

▼県ナースセンター ☎029-221-7021



募集 令和元年度町職員募集

令和2年4月1日採用の町職員を募集します。 ※左記以外の募集は終了しています。

▼職種 ①一般事務職(障害者対象) ②保健師

▼募集人数 ①1人程度 ②1人程度

▼受験資格 ①高校卒業以上の学歴を有する人、または令和2年3月卒業見込の人

▼②昭和54年4月2日以降に生まれた人

▼身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている人

▼活字印刷文による作文に対応できる人

▼通常の勤務時間(原則として週38時間45分、1日7時間45分)に対応できる人

▼介助者なしに事務職としての職務に対応できる人

▼保健師の資格を有する人

▼または令和2年3月までに資格取得見込みの人

▼昭和54年4月2日以降に生まれた人

▼健康状態が正常である人

▼欠格事項 次のいずれかに該当する人は受験できません

▼日本国籍を有しない人

▼成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む)

▼禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、ま

たはその執行を受けることがなくなるまでの人

▼本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人

▼日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、またはこれに加入した人

▼選考方法 作文および個別面接(別途、身体検査・身上調査を実施)

▼選考期日 11月中旬ごろ

▼選考場所 役場会議室 ※期日および場所の詳細は申込者に直接通知(身体検査・身上調査は別途実施)

▼合格発表 12月を目途に本人に通知

▼給与 ①高校卒初任給148,600円

▼②短大卒初任給161,300円

▼③大学卒初任給180,700円(平成31年4月現在の初任給。学校卒業後一定経歴年数がある人は加算あり。扶養・住居・通勤・時間外勤務期末および勤勉の各種手当あり)

▼申込期間 9月2日(月)～30日(月)の土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分。郵送の場合は必着 ※簡易書留など確実な方法で送付すること

▼申込方法 ①申込用紙を総務課へ直接または郵送で請求するか町ホームページからダウンロードする

※郵送請求の場合は、封筒の表に「職員採用選考申込用紙請求」と朱書きしあて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒(角型2号)および希望職種・氏名・住所・電話番号を明記した書類を同封

②申込用紙を記入し直接または郵送で総務課に提出

▼その他 ①受験料不要

②資格取得済みで合格した人で資格取得ができなかった場合、合格を取り消します

総務課職員第一係 300-0392 阿見町中央1-1-1 888-1111(211-212)

http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/18-1-0-0_7.html

募集 シルバー人材センターから

入会説明会開催

▼期日 9月3日(火)・10日(火) 時間 午前9時30分から1時間程度

▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)

▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入

会承認制) 「マイホームのミニ営繕」引き受けます

マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います。

▼(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。

▼日時 9月3日(火)～5日(木)、10日(火)～12日(木)、17日(火)～19日(木) 日没から約3時間以内(各機2時間基準)

陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎842-11211 (3420)

代表 障害者就職面接会(前期) 参加者募集

面接会へ就職を希望する障害者の皆さんの申し込みを受けて付けています。

▼期日 9月27日(金) 時間 午後1時～3時30分 (受付:午後0時30分から)

▼場所 ホテルグランド東雲(つくば市小野崎)

ハローワーク土浦 ☎822-5124

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください!!
相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所 (簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 端一樹
TEL 029-804-0382 E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
阿見中学校 郵便局 コンビニ (平日 午前9:00～午後6:00) 上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
JA あみ司法書士事務所 (神林ビル2階) 面談は、事前のご予約が必要です。

住まいに関わる事ならお任せ下さい

外壁塗装パック 490,000円～
トイレ交換パック 98,000円～

まずはご相談下さい ☺ ネロ・デザイン
TEL. 029-888-6119
株式会社 ネロ・デザイン
稲敷郡阿見町中央4-8-19 ウイングテナント中央102



インフォメーション

募集『はつらつ一座』 演劇公演開催

- ▼期日 10月5日(土)
- ▼時間 午後1時30分開演(開場:1時)
- ▼場所 本郷ふれあいセンター
- ▼内容 泣き笑い下町人生めし屋
- ▼出演 はつらつ一座
- ▼定員 300席程度(定員で締切)
- ▼入場料 無料
- ▼申込期間 9月22日(日)まで
- ▼申込方法 電話・ファクシミリもしくは直接左記に申し込む
- ▼公演名・住所・申込者全員の氏名・電話番号を明記 ※4人まで申込できます。申込多数の場合抽選
- ▼当選はがき発送予定日 9月24日(火)
- ▼その他 当日は当選はがきを提示して入場となります。当選はがきをお忘れの場合入場できません。ご注意ください
- ▼生涯学習課(中央公民館内) ☎888-12526 ■888-10032

募集『クッキング体験・コン』 参加者募集

- 町では、結婚を希望される人への出会いの場作りのために、NPO法人マリッジクラブと協働して左記のとおり『クッキング体験・コン』を開催します。
- ▼期日 10月19日(土)
 - ▼時間 午前10時30分～午後2時30分(受付:午前10時開始)
 - ▼場所 東部ガスLIFE STUDIO(土浦ウラビル内)(土浦市大和町)
 - ▼内容 男女共同作業でクッキング体験をした後、作った料理を食べながら交流をします
 - ▼対象 結婚を希望する20歳以上の独身の男女のうち左記のいずれかの条件を満たす人
 - ▼町内に在住・在勤の人
 - ▼町内に在住していた・在勤していた・これから住みたいと考えている人
 - ▼募集人数 男女各10人(予定数を超えた場合抽選)
 - ▼参加料 男性:5000円 女性:2000円
 - ▼持参品 エプロン・スリッパを各自ご持参下さい
 - ▼申込期間 10月9日(水)まで
 - ▼申込方法 左記に申し込む
 - ▼その他 10月12日(土)以降にキャンセルされた場合、キャンセル料が発生します

- キャンセル料が発生します
- ▼現地集合・現地解散です
 - ▼アルコール類の提供はありません
 - ▼協働事業マリッジクラブ事務局 ☎886-6787
 - ▼※月・火曜日を除く午前11時～午後6時30分
 - ▼info@marriageclub.or.jp

募集『第3回町民ウォーキング』 参加者募集

- ▼期日 10月13日(日)
- ▼時間 午前8時総合保健福祉会館『さわやかセンター』出発
- ▼行き先 日光大谷川公園・日光杉並木約7km(栃木県日光市)
- ▼募集人数 45人(参加者は抽選により決定)
- ▼参加料 1000円 ※当日徴収
- ▼申込方法 参加希望者は左記の抽選会に必ず出席すること。代理出席可。事前申込不要
- ▼抽選会および説明会 9月22日(日)午後3時15分から中央公民館1階多目的室で開催 ※抽選会開始後の受付は不可
- ▼阿見いきいきクラブ 田沼 ☎887-0836

お知らせ 茨城県女性の相談窓口

県女性相談センターでは、配

偶者や交際相手からの暴力に関する相談など、女性からのさまざまな相談を年間を通してお受けしています。

秘密は厳守します。一人で悩まずにぜひご利用ください。

●電話相談

▼時間 平日:午前9時～午後9時 土・日・祝日:午前9時～午後5時

▼電話番号 ☎029-222-4166

●面接相談

▼時間 午前9時～午後5時

▼場所 県女性相談センター(水戸市三の丸)

▼申込方法 電話で左記に申し込む

●対象 10代以上の女性

●料金 無料

●県福祉相談センター ☎029-222-4166

お知らせ JICA海外協力隊募集

独立行政法人国際協力機構(JICA)は、開発途上国で現地の皆さんと同じ生活をして、なげらともに働き、国づくりに貢献するボランティアを募集しています。申込方法などの詳細は左記にお問い合わせください。

▼申込期間 9月29日(日)まで

●JICA筑波連携推進課 ☎838-1117

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり 住まいのことなら 美都住建へ ～自分らしい生活～ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使う ○手間・費用、バリアフリー ～健康・快適住宅～ 抗酸化工法の家 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのいない家 ●新築住宅に関する事は 美都住建 検索 建築業知事免許(般-29)第22375号 (株)美都住建 【本社】阿見町実穀 1283-10 TEL.029-842-7196 【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32	リフォーム・不動産の事なら 住まいのことなら LIXILリフォームショップ 茨城県知事免許 (5) 第5548号 有限会社 美都建和 ＜住まいの相談室＞ トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など ＜不動産のご相談＞ 土地・建物・売買・仲介・管理 【本店】牛久市南4丁目 45-45 TEL.029-874-2118 【阿見店】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200
--	--

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記二次元
コードを読み取り、専用サイトに
アクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

人権・行政相談

日 時 9月5日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後3時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回(第1水曜日) 午後1時～3時30分
※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場 所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費生活相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期 日 月～金曜日 ※4月1日以降は火曜日は休み
時 間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第1・3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
※弁護士相談:第1水曜日のみ実施
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167
健康づくり課
(総合保健福祉会館内)
☎ 888-2940
福祉センターまほろば
☎ 887-3969
地域子育て支援センター
☎ 891-2772
阿見消防署
☎ 887-0119
火災情報案内
☎ 0297-64-0119
上下水道課
☎ 889-5151
霞クリーンセンター
☎ 889-0091
中央公民館
☎ 888-2526
君原公民館
☎ 889-1363
かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100
舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761
図書館
☎ 887-6331
予科練平和記念館
☎ 891-3344
総合運動公園
☎ 889-2788
教育相談センターやすらぎ園
☎ 888-1225
町民活動センター
☎ 888-2051
町男女共同参画センター
(AMIふらっとセンター)
☎ 896-3181
消費生活センター
☎ 888-1871
町民ダイヤル(休日当番医・
定例相談等のテレホンサー
ビス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,701人 (+ 41) ▽8月1日現在
- 男 性 23,627人 (+ 15) ▽常住人口ベース
- 女 性 24,074人 (+ 26) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,873世帯 (+ 45) ▽情報広報課調べ

9月の納税等

国民健康保険税(3期)
後期高齢者医療保険料(3期)
介護保険料(3期)

納期限 9月30日(月)

10月の納税等

町・県民税(3期)
国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)

納期限 10月31日(木)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 7月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	124件(892)
出場件数	交通事故	12件(106)
	一般負傷	22件(154)
※救急車の適正な利用を お願いします	そ の 他	22件(129)
	合 計	180件(1281)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。
下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店



ご来場ありがとうございました



盆踊り表彰

～おめでとうございます～

- 最優秀賞
- 優秀賞
- 町長特別賞
- 議長賞
- アイデア賞
- チームワーク賞
- スマイル賞

(株)常陽銀行阿見支店
 鈴木区・阿見町国際交流協会
 中央南区・中央北自治会
 天翔如人
 白鷺団地地区会・(株)オーシャン
 曙南踊り連・(株)筑波銀行荒川本郷支店
 中郷東・JA水郷つくば女性部

また来年お会いしましょう！！